

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-308 心臓超音波検査(経胸壁心エコー法)の算定について

《令和 6 年 8 月 29 日新規》

○ 取扱い

1 次の傷病名等に対する D215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められる。

- (1) 心筋梗塞（疑い含む。）
- (2) 心筋症（疑い含む。）
- (3) 心筋炎（疑い含む。）
- (4) 心膜炎（疑い含む。）
- (5) 心膜液貯留（疑い含む。）
- (6) 心臓弁膜症（疑い含む。）
- (7) 先天性心疾患（疑い含む。）
- (8) 川崎病（疑い含む。）
- (9) 心不全（疑い含む。）
- (10) 心サルコイドーシス（疑い含む。）
- (11) 心肥大の疑い
- (12) 高血圧性心疾患（疑い含む。）
- (13) 肺高血圧症（疑い含む。）
- (14) 慢性肺血栓塞栓症（疑い含む。）
- (15) アミロイドーシス
- (16) 心雑音、胸痛
- (17) 心臓腫瘍
- (18) 大動脈解離
- (19) 心電図異常（右脚ブロック）時

2 次の傷病名等に対する D215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められない。

- (1) 不整脈疑い
- (2) 混合性結合組織病
- (3) 全身性エリテマトーデス
- (4) 高血圧症（再診時）

○ 取扱いの根拠

心臓超音波検査（経胸壁心エコー法）は、高周波の超音波を用いて心臓の動きや構造・血流を描出し、心臓ならびに接続大血管に係る疾患の診断や機能の判定を行う検査であり、また、心のうに貯留する液体の評価にも有用である。

1の傷病名は、いずれも心臓疾患、肺動脈および大動脈関連疾患であり、診断上あるいは機能評価を行う上で本検査が有用である。

以上のことから、上記1の傷病名に対するD215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は、原則認められると判断した。

一方、2の傷病名は、心疾患ならびに接続大血管に係る疾患が必ずしも併存するとは言えないことから、2の傷病名に対するD215「3」心臓超音波検査「イ」経胸壁心エコー法の算定は認められないと判断した。